

獨逸に於ける道路分擔金制度

内務事務官 飯 沼 一 省

一

道路の新設維持の爲めに、要する經費は年々其の額を増加して市町村財政を悩ましつゝあることは、之世界文明國を通じての現象であるといふことが出来る。獨逸も亦同じく此の苦惱を免ることを得ないのである。而して此の道路費たるや若し他に特別な財源なしとせば、一般租税を以て之を支辨するより外に途はない。今獨逸諸國を見るに其の大部分は道路費の財源として分擔金を徴收してゐる。即ち其のあるものは一般市郡村公課法に基き、又他は道路法若しくは建築法に基きて分擔金を徴收してゐるのである。就中近年著しき發達を示したものは後者に屬する分擔金制

度である。其の原因としては第一に、近年道路費の増高に伴ひ市町村財政の窮乏を救ふの要切なるものありしこととであり、第二には一般市町村公課法に依る分擔金制度が煩雜にして形式に拘泥し到底實際上の運用完きを得ざるを以て之より脱却せんとしたることである。

最初に道路法を制定して道路分擔金制度を確立したるはバーデン國である。即ち同國に於ては一八六八年より此の制度を創めたのであるが、爾餘の諸國にして其の例に倣ふもの多く、就中一八七五年に公布せられたる普魯西建築線法は其の尤なるものであつた。之等諸國の立法は何れも其の網領に於ては類似のものであるが、只バイエルン國の立法は以上の立法とは全然異つた制度を採つてゐる。何れに

しても「道路隣接者に生じたる利益に對しては反對給付を必要とす」といふ。其の根本觀念に於ては相違はないのである。而して此の利益は多くは自明的なるものとして賦課の前提をなしてゐる。然し乍らまた時によりては利益が實際に存在することを證すべきことが必要とせられることもある。

道路分擔金は勿論公法的性質をもつてゐる。然るに市町村と關係者との間に於て、起業者若くは道路隣接者に於て道路を築造し若くは道路に要する經費を提供せんとすることを約したる場合に於ては、即ち私法的權利關係が発生したのである。(道路築造契約)かゝる契約より生ずる權利義務は民法の定むる所に從つて判斷せらるゝのである。一般に道路築造分擔金を徵收する權限は公共團體のみの有する所である。然し乍ら場合によりては公共團體以外のものが此の權限をもつてゐることがある。例へばザクセン國に於ては道路を築造せる者は其の何人たるを問はず分擔金徵收の權限があるのである。又分擔金納付の義務を有するもの

は原則として道路隣接者であるが、然し乍ら之も亦例外として其の他の者が義務者となる場合がある。例へばプロイセン國に於ては起業者が義務者となる場合がある。

地方道路法若くは建築法等に包含せらるゝ分擔金關係の規定は多くは分擔金を徵收し得る場合を定めてゐるに過ぎない。其の賦課、徵收、時効等に關しては特に規定を設けずして、一般公共團體の公課に關する法令が働くのである。次に聯邦諸國中重なるものゝ制度を略説する。

二

普魯西國に於ける道路分擔金制度は二つの法系によりて行はれてゐる。即ち一は一八七五年に公布せられたる所謂建築線法第十五條に基くものであり、一は一八九三年に公布せられたる市町村公課法第九條に基くものである。

建築線法第十五條によれば、分擔金を徵收するには先づ縣知事の認可(伯林に付ては内務大臣の認可)を得て地方條例を制定し之を公告しなければならぬ。此の地方條例を

公布するに付ては必ずしも建築線計畫を決定しなければならぬといふことはない。然し乍ら建築線計畫を決定しておいた方が都合が宜い場合が多い。何となれば例へば道路築造に關し争ひを生じたる場合若くは土地買收費、道路の間の長さ等を計算する場合に容易に問題を解決することが出来るからである。

建築線法第十五條によりて道路分擔金を徴收し得るは次の三つの場合に限られてゐる。即ち第一は道路新設の場合、第二は既存道路の延長の場合、第三は既存の道路若くは道路の一部にして従來沿道に建築せられざりしものに建築する場合之である。

分擔金納付義務者は建築線法の定むる所によれば道路築造の起業者（即ち其の者の負擔に於て道路工事の執行せらるる者）又は隣接地所有者である。然し乍ら實際に於ては多くは隣接地所有者のみが分擔金を課せられてゐる。道路隣接者は道路幅員の二分の一を超ゆるものにつて負擔を命ぜらるゝことはない。若し道路幅員が二十六米を超ゆる場

合に於ては道路幅員中十三米に相當する負擔を爲さしむることを得るに過ぎない。

分擔金を課し得る費用は道路築造費及道路維持（最高五年間の）費である。こゝに道路築造費といふは用地買收費、物件移轉費、最初の築造費、排水設備及照明設備に要する費用を指すのである。勿論地方條例によりて之等の内或る一種の費用のみに付て分擔金を賦課することを妨げない。然し右に述べたる以外の費用に付分擔金を課することを得ない。公道若くは公の廣場が道路の敷地中に包含せらるる場合には其の面積に相當する價額は分擔金中に計算することを得ない。道路隣接者が無償にて寄附したる土地の價額は之を築造費總額中に如算し、而して無償寄附を爲したる隣接者に對しては其の賦課額より寄附額を控除すべき旨を地方條例中に規定することが妥當である。若しかゝる方法を講ぜざるに於ては無償寄附を爲したる者は他の者に比し不利益を被ることとなるのである。又こゝに最初の築造費といふは土盛、地均し、鋪裝、水路に架する橋梁の設置、

道路鐵道を横斷する地下道又は陸橋の架設、分岐道路との接續箇所、歩道の築造、道路溝の覆蓋設備等に要する費用をいふのである。庭園的設備及樹木植栽に要する費用を加算することも亦差支ない。只之等に付ては多少疑なしとせざるを以て條例を以て明かにするを適當とする。道路築造の爲め起債をなしたる時は其の利子を支拂ふべき費用を分擔金中に算入することが出来る。分擔金分納の場合に於ては利子を支拂ふべきことを約することが出来る。但し此の契約は公法的性質を有せずして私法的法律行爲たるに過ぎない。

道路隣接者に對して通常行はるゝ賦課の標準は道路に接する土地の間口の長さである、勿論他の標準を採ることも法律は禁ずるものではない。然し實際問題として他の標準は到底行はれ難いことが證明せられたのである。

分擔金納付義務發生時期如何の問題に付ては場合を分けて論じなければならぬ。即ち起業者の分擔金納付義務は道路の築造に依りて發生する。又道路隣接者の納付義務の發

生するが爲めには二つの條件が必要である。第一は道路築造工事完成して之に要したる經費を計算し得ること、第二は道路に接する敷地に建物の建築せらるゝことである。若し道路が建物の建築せらるゝ以前に完成せるものなるときは、分擔金納付義務は建物の建築着手によりて發生する。若し又道路が建物の建築せられたる後に於て完成したる場合に於ては、分擔金納付義務は道路完成の時期より發生するものといはねばならぬ。而して此の建物は土地所有者が之を建築することを必要としない。土地所有者が其の土地の上に建物の建築せらるゝことを受忍することを以て十分なりとせられてゐる。又此の建物といふ中に含まるゝは必ずしも住宅のみに限らない。建物は道路敷地に突出せしめてはならない。但其の敷地は其の道路と接しなければならぬ。増築及改築は從來建物のなかりし土地に新築する場合と同様に取扱はれる。上部に建増すことは上級行政裁判所の判例によれば分擔金納付義務發生の理由とはならない。建物の大部分が取毀され之に代ふるに新なる構造を以

てしたる時は建物の建築と看做される。又建物が一時的目的の爲めに建てられ若くは條件附にて許可せられたる場合に於ても分擔金納付の關係に於ては何等異なる所はない。又若し既に納付義務の一度發生したる後に於て建物を取毀つことあるも其の義務は依然として存続するのである。

分擔金徴收の時期に付ては、公共團體に於て立替支拂を爲したるものに付全部同時に徴收することは必要としない。寧ろ所謂費用の分割なる方法が採用せらるべきである。

即ち用地買收物件移轉費、最初築造費、排水費、照明費、維持費等に分割して夫々時を異にして徴收することも出来、又道路を數區に區分して各區毎に徴收し、或は又最初築造費に付ては車道と歩道とに分ちて徴收することを妨げない。之に反し最初築造工事中に於ける技術的工法によりて之を分割することは許されない。例へば假鋪裝と眞鋪裝とを分割するが如きこと之である。此の費用分割の制度は地方條例中に規定しておくことを要する。此の制度によれば公共團體の支出したる經費を道路工事の完成に至る迄は

一文も回收し得ざるが如きことなからしむる實際的價値があるのである。

道路隣接者の分擔金は物上負擔であつて、即ち土地の上に附着せるものである。而して此の土地の責任と並行して分擔金の一定金額が納付期限となりたる際に土地を所有せる隣接者の人的責任も亦成立するのである。

以上は建築線法第十五條に基く分擔金に付て略説したのであるが、次に市町村公課法第九條に基く分擔金を述べなければならぬ。

市町村公課法第九條に基く道路分擔金は建築線法第十五條に依る分擔金を徴收せざる場合に於てのみ之を課徴することを得るのである。即ち建築線法第十五條に基く地方條例の施行當時に於て既に存在し築造せられたる道路ありて、其の後に於て鋪裝を爲す場合又は前述の地方條例の施行後に於て築造せられたる新設道路にありても一旦右條例に基く分擔金の決算を終りたる後に於て鋪裝若くは再鋪裝を爲す場合若くは建築線法第十五條に依る道路の五年後の

維持の場合に付いて市町村公課法第九條の分擔金が働くのである。尙又隧道、廣場、公共河川に架する橋梁其の他之に類する設備に付き同條に依る分擔金を徴收することが出来る。

上級行政裁判所判例は市町村公課法第九條に依る分擔徴收の爲めに二つの手續を必要としてゐる。第一は地方條例を定むること、第二は第九條所定の手續を行ふことである。

本條に依る分擔金制度の建築線法第十五條に依る分擔金制度と異なる最も著しき點は、夫々具體的事件に付き果して經濟的利益を受けたりや否やを檢したる上にて、受益ありと認むる場合に於て初めて分擔金を賦課するに在るのである。従つて地方條例中に一定の分擔金額を定むることを得ない。但し最高限度若くは最低限度を定めることは何等妨ぐる所はないのである。

バイエルン國に於ては直接に公法上の義務として道路隣接者に分擔金の納付を命ずるが如き制度は存在しない。然し或る一種の法律上の手段によりて恰も普魯西に於けると同様なる効果が間接に得られるのである。即ち一九一〇年の建築法第六十二條之である。同條に依れば新なる建築敷地に建築することは、道路の當該部分が一の交叉點より次の交叉點迄築造せられ且既存道路との連絡が確實なる場合若くは一定期間内に之を築造すべきことに付き保證を提供したる場合に於てのみ許可せらるゝのである。而して其の結果として或る建築主の費用を以て當該建築敷地のみならず他人の土地の地先に至る迄道路が築造せられたるときは、其の者がかゝる土地に建築せんとする場合に於て其の土地に接する道路の築造費を補償し若くは擔保を提供して之を保證するに非ざれば建築は許可せられない。市町村の費用を以て道路が築造せられたる場合に於ても同様の賠償義務は生ずるのである。

此の賠償金納付の命令は建築警察上の處分である。其の

公法上の義務は公共團體に對して發生するに非ずして建築警察に對して發生するのである。而して此の義務は建築の不許可、刑法上の所罰及強制執行等の手段によつて履行せしめられる。公共團體は此の方法によつて道路全部の築造を隣接者に負擔せしめ得るのではなく、只新なる建築敷地の生ずる場合に於てのみ行はるゝことゝなるのである。

隣接地所有者は當該道路の幅員の二分の一に相當するものに要する經費を負擔しなければならない義務がある。賦課の標準は法律上定まつたものはない。實際に於ては原則として間口の長さによつて賦課せられてゐる。片側のみに建築せらるゝ道路に在りては隣接者の賠償金給付義務は道路幅員全部の築造費用に付て發生するのである。

四

ザクセン國に於ける道路分擔金制度は一九〇〇年一般建築法第七十七條及第七十八條に其の根據をもつてゐる。

此の法律によれば、法令の定むる所に從つて道路を築造

したる者は何人と雖も一般的に賠償金請求權をもつてゐる。分擔金給付義務者となるは後日に至りて其の道路隣接地に建物を建築する者である。其の賠償せしめ得べき費用は通常の道路の築造、道路中に含まるゝ堰堤の築造及道路附屬の橋梁の架設に要したる金額である。法定の賦課標準として隣接地の間口の長さが用ひられてゐる。賠償金給付義務を履行せざる間は建築許可を與ふることを得ざる旨の規定がある。場合によつては擔保を提供して義務を履行せるものと同様に取扱はるゝことがある。殊に道路工事完成に至らずして費用總額が判明せざる場合の如き之である。

此の一般的賠償金請求權の外に、此の法律は公共團體に對して建築分擔金を徵收する權限を與へてゐる。之を徵收せんとする場合は公共團體は地方條例を制定して内務大臣の認可をうけなければならぬ。分擔金納付義務者は當該企業によりて相當なる利益をうる所の土地所有者にして建築を爲すものである。賦課することを得る費用は道路、廣場、橋梁、護岸、堤防、水門、噴泉、水路、照明其他之

に類する設備に要する費用、都市計畫、土地區劃整理計畫又は土地收用計畫を樹立し認可をうくるが爲めに要する費用及建築法に依り公共團體に負擔せしめられたる補償金の支拂に要する費用之である。分擔金は之等の費用の全部を負擔せしむることを得べく、又一部に限り負擔せしむることも妨げない。而して其の賦課標準は地方法律によりて決定せられるのであるが、土地の間口の長さのみならず建築様式をも標準中に加味せらるゝを至當とする。例へば建坪、階數及其の住宅數の如き之である。

五

ヴュルテムベルグ國に於ては其の一九一〇年建築法第二十四章中に恰も普魯西と同様な規定を設けてゐる。同法によれば公共團體は先づ地方建築規則を制定して之を公告し且内務大臣の認可を受けなければならぬ。かくして公共團體は其の道路の新設又は延長の爲めに要したる費用を分擔金として賦課することを得るのである。此の規定は廣場

に付ても適用せられる。分擔金納付の義務を負ふ者は隣接地の所有者であり負擔せしめ得べき費用は用地買収、物件移轉に要する費用、築造費、車道の最初の鋪裝費及最初の照明設備費であつて、之等費用の全部を負擔せしむることも出來、又一部を負擔せしむることも妨げない。其の賦課標準は法律上は何等定められてゐない。

分擔金納付義務の發生には二つの條件を必要とする。第一は地方建築規則の施行及都市計畫の決定後に於て地方道路の築造せらるゝこと之であり、第二は永久的なる地方道路附屬の建物の築造せらるゝこと之である。其の建物が道路築造前に築造せられたるか或は其の築造後に築造せられたるかは問ふ所ではない。但し此の原則に對しては二つの例外が認められてゐる。即ち第一に地方規則の施行前若くは都市計畫決定前に既に建物の築造せられたる土地の所有者に對しては、若し其の土地が道路の築造に因りて分擔金額以上に市價の騰貴を見ざることを證明するに於ては分擔金を徴收することを得ない。又第二に人口増加の極めて急

激なる地方に於て、建築し得べき土地にして而かも所有者が建築を爲さざる場合には、其の土地を有償にて移轉する際に分擔金納付の義務を命ずることを得るのである。此の場合に於ても若し隣接地所有者が上述の如き市價の昂騰せざる旨の反證を擧ぐるに於ては分擔金の納付を命ずることを得ない。

道路の破壊せる場合の分擔金、火災其の他の事變に因り潰滅したる地方に於ける道路新設の場合の分擔金及既設道路の擴張の爲めの分擔金は一般には許されてゐない。然し地方規則によりて著しき利益を受けたる者ある場合に於ては分擔金を徴收すべきことを定むることは差支ない。

道路分擔金は建築負擔臺帳に登録せられる。而して之によりて分擔金納付義務は義務者の土地に附着せる公法上の負擔となり、従つて所有權承繼人に當然に移轉するのであるが、其の前者が所有者たりし期間に於て納付期限の到來したる給付義務に付ては其の人的責任は依然として存續するものである。

六

バーデン國に於ては道路築造費を負擔せしむる規定は一九〇八年地方道路法第二十二條乃至第二十五條中に含まれてゐる。

此の分擔金を徴收するが爲めには先づ公共團體の決議を必要とするのである。分擔金を賦課し得る場合は道路の新設、既存道路の改良擴張其の他の變更の場合であつて、之等の變更が隣接地に相當なる利益を生ぜしめた場合に限るのである。而して此の利益の生じたることは公共團體に於て證明しなければならぬ。此の公共團體の決議は道路竣工前に爲されねばならぬ。納付義務者は隣接地の所有者である。負擔せしめ得る費用は用地買收物件移轉に要する經費、築造費、車道の築造（鋪石）費、排水溝設置費及築造後五年間の維持費であつて、場合によつては其の全部を負擔せしむることも出来るのである。五年後の維持費及照明費を負擔せしむることは許されない。かゝる費用は一般市費を

以て支辨すべきものである。殊に鋪裝費の如きは一般交通の實狀に鑑みて施設すべきものであつて、場合によつては隣接者の利益と相反するものすらないではない。

普魯西の建築線法によれば道路工事着手前に既に建物の建築せられたる土地に付ては分擔金納付の義務を認めざるに反し、バーデン國地方道路法に於てはかゝる土地に對しても分擔金納付義務を命じてゐる。但し其の土地所有者が道路工事に因り相當の利益を受けざることを立證するに於ては義務を免るゝことを得るのである。

賦課標準（法律は何等規定する所なし）納付時期、徵收猶豫、延滞利子（法律は原則として延滞利子を認む）及義務の全部又は一部の免除に關しては公共團體の決議を以て定められるのである。分擔金納付義務の有無及分擔金額の多少に付公共團體と土地所有者との間に争ある時は縣知事が之を裁定する。此の裁定に不服ある者は一月内に行政裁判所に出訴することが出来る。

分擔金は土地に對する公法的負擔なりとせられてゐる。

従つて所有權に異動ありたる時は其の納付義務も亦取得者に移つて行くのである。尙其の外に各所有者は其の所有期間中に納付期限となりたる分擔金の納付義務を負うてゐる。

公共團體が分擔金を賦課したる時は之を臺帳に登録し一般公衆の縦覽に供し、請求ありたる時は其の抄本又は證明書を交付しなければならぬ。

以上諸國の外ヘッセン國に於ては一八八一年一般建築法第二十一章中に道路分擔金制度を規定し、又エルザス・ロートリンゲンに於ては一八七九年ストラスブルグ郊外地に於ける建築自由制限に關する法律第四條を以て道路分擔金制度の根據を明らかにしてゐるのである。(Max Mathias: Strassenbaubefähige; Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften. に據る) (完)